

第 57 期定時株主総会

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

■事業報告

- ・ 主要な事業内容
- ・ 主要な営業所
- ・ 使用人の状況
- ・ 主要な借入先及び借入額
- ・ 会社の株式に関する事項
- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
- ・ 会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

- ・ 連結株主資本等変動計算書
- ・ 連結注記表

■計算書類

- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

■監査報告

- ・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）
- ・ 計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

S R S ホールディングス株式会社

上記事項については、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、お送りする書面は、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載すべき、全ての事項を含んでおります。

■事業報告

・主要な事業内容（令和7年3月31日現在）

当社グループは、飲食店の経営及び食料品の販売を主な事業としております。

・主要な営業所（令和7年3月31日現在）

（1）当社の主要な営業所

名 称	所 在 地
本 社	大阪府中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
物 流 事 務 所	茨木市丑寅一丁目1番88号国分関西総合センター3階

（2）主要な子会社の営業所

子会社の名称：サトフードサービス株式会社

名 称	所 在 地
本 社	大阪府中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
店 舗	233店舗 ※FC加盟店 1店舗を含む

子会社の名称：株式会社フーズネット

名 称	所 在 地
本 社	大阪府中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
店 舗	83店舗 ※FC加盟店 3店舗を含む

子会社の名称：株式会社家族亭

名 称	所 在 地
本 社	大阪府中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
店 舗	125店舗 ※FC加盟店 52店舗を含む

子会社の名称：株式会社アミノ

名 称	所 在 地
本 社	宮城県仙台市太白区郡山字新橋北6番2号
店 舗	32店舗

子会社の名称：M&S フードサービス株式会社

名 称	所 在 地
本 社	大阪府中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
店 舗	64店舗 ※FC加盟店 1店舗を含む

子会社の名称：株式会社NIS

名 称	所 在 地
本 社	大阪府中央区安土町二丁目3番13号大阪国際ビルディング30階
店 舗	149店舗 ※FC加盟店 148店舗を含む

子会社の名称：株式会社シンガ

名 称	所 在 地
本 社	大阪府富田林市若松町一丁目10番7号プレナス富田林503
店 舗	8店舗

子会社の名称 : サト・アークランドフードサービス株式会社

名 称	所 在 地
本 社	大阪府中央区安土町二丁目 3 番 13 号大阪国際ビルディング 30 階
店 舗	62店舗 ※FC加盟店 17店舗を含む

・使用人の状況（令和 7 年 3 月 31 日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数 1,742 名（前連結会計年度末比 358 名増）

平均年齢 42.5 歳

平均勤続年数 11.3 年

(注) 1 上記の他に、当連結会計年度末日現在 16,423 名のパートタイマーがおります。

2 使用人数が前連結会計年度と比べて 358 名増加しておりますが、これは当社が令和 6 年 7 月 1 日付けで株式会社アミノを、令和 6 年 10 月 1 日付けで株式会社シンガを完全子会社としたためです。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数 95 名（前事業年度末比 15 名増）

平均年齢 48.8 歳

平均勤続年数 14.6 年

(注) 上記の他に、当事業年度末日現在 6 名のパートタイマーがおります。

・主要な借入先及び借入額（令和 7 年 3 月 31 日現在）

借 入 先	借 入 額（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	2,731.7
株式会社りそな銀行	1,428.0
株式会社三井住友銀行	646.4
株式会社常陽銀行	464.4
株式会社日本政策投資銀行	427.8

・会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 100,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 41,470,184 株（自己株式 343 株を含む）

(3) 当事業年度末の株主数 29,355 名（前事業年度末比 874 名増）

(4) 大株主

株 主 名	持株数（株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,152,500	7.6
エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社	2,557,404	6.2
重 里 欣 孝	1,700,042	4.1
株式会社三菱UFJ銀行	1,199,750	2.9
重 里 百合子	769,708	1.9
麒麟麦酒株式会社	600,000	1.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	382,100	0.9
アサヒビール株式会社	300,000	0.7
大和証券株式会社	231,900	0.6
SRSホールディングス従業員持株会	210,060	0.5

(注) 当社は、自己株式 343 株を保有しており、持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(参考) 所有者別株式の概況 41,470 (千株)

金融機関・・・・・・・・・・・・・・・・	4,964 (千株)	(12.0%)	11 名
証券会社・・・・・・・・・・・・・・・・	483 (千株)	(1.2%)	22 名
その他国内法人 (含: 自己株式)・・・・・	4,045 (千株)	(9.8%)	229 名
外国法人等・・・・・・・・・・・・・・・・	391 (千株)	(0.9%)	64 名
個人その他・・・・・・・・・・・・・・・・	31,587 (千株)	(76.1%)	29,029 名

・ 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務遂行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

令和6年5月15日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

1、新株予約権の総数

34,662個

2、新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個の行使請求により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、115,400円（以下「出資金額」という。）を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とし、新株予約権複数個の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、行使請求の対象となった新株予約権の数に出資金額を乗じた金額を当該行使請求の効力発生日において適用のある行使価額で除して得られる最大整数とする（1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。）。

なお、新株予約権の目的である株式の総数の上限は、新株予約権の総数に出資金額を乗じた金額を行使価額で除して得られる最大整数となる。ただし、「5、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」記載の（3）に従い、行使価額が修正又は調整された場合は、新株予約権の目的である株式の総数は変更される。

3、新株予約権の払込金額

新株予約権1個あたり金115円（新株予約権の払込総額金3,986,130円）

4、新株予約権の払込期日

令和6年6月4日

5、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 新株予約権1個の行使に際して出資される財産は、115,400円とする。

(2) 新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「行使価額」という。）は、1,154円とする（当該行使価額を、以下「当初行使価額」という。）。

なお、行使価額は次号に定めるところに従い修正又は調整されることがある。

(3) 令和6年12月4日、令和7年12月4日及び令和8年12月4日（以下、「修正日」という。）において、修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の株式会

社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「修正日価額」という。）が修正日に有効な行使価額を 1 円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。

- 6、新株予約権を行使することができる期間
令和 6 年 6 月 5 日から令和 11 年 6 月 4 日まで
- 7、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
 - （1）増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額。
 - （2）増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額。
- 8、新株予約権の行使の条件
新株予約権の一部行使はできない。
- 9、割当先
第三者割当の方法により、すべての新株予約権を AAGS S11, L.P. に割り当てた。

令和 6 年 5 月 15 日開催の取締役会決議に基づき発行した無担保転換社債型新株予約権付社債

- 1、社債の総額
金 5, 0 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円
- 2、各社債の金額
金 1 2 5, 0 0 0, 0 0 0 円の 1 種
- 3、利率
本社債には利息を付さない
- 4、社債の発行日
令和 6 年 6 月 4 日
- 5、償還の方法および期日
本社債は、令和 11 年 6 月 4 日（償還期限）にその総額を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。
- 6、募集方法
第三者割当の方法により、すべての新株予約権付社債を AAGS S11, L.P. に割り当てた。
- 7、社債に付された新株予約権の総数
4 0 個
- 8、新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - （1）新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - （2）新株予約権の目的である株式の数は、同時に行使された新株予約権に係る社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。
- 9、新株予約権の払込金額
新株予約権と引換えに払込は要しない。
- 10、新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
 - （1）新株予約権 1 個の行使に際し、当該新株予約権が付された各社債を出資するものとする。
 - （2）新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各社債の金額と同額とする。

11、新株予約権の行使期間

令和6年6月5日から令和11年5月31日まで

12、新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

(1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額。

(2) 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額。

13、新株予約権の行使の条件

新株予約権の一部行使はできない。

・会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	59,100(千円)
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	65,100(千円)

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬が合理的かつ妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は有限責任あずさ監査法人に対して、財務デューデリジェンス業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、監査等委員会が別に定めた「会計監査人の評価・選定に係る基準」に基づいて評価した会計監査人の会社法上の適格性、独立性、専門性、品質管理・監査の実施体制、監査の有効性と効率性、監査報酬の妥当性等を考慮の上、その他会計監査人の職務の執行状況等を総合的に判断し、会計監査人の変更が妥当であると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

・取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社及び当社子会社は、事業活動が有効かつ効率的に行われ、財務報告の信頼性を確保し、コンプライアンスを重視した経営を行うことを目標としており、内部統制システムは、当社及び当社子会社の経営目標・戦略を達成するための仕組みであるだけでなく、企業価値を高め、競争を勝ち抜き、存続し続けるために必要不可欠な仕組みであると認識しています。このような基本的な考え方のもと、業務の適正を確保するために必要な内部統制システムの構築に関して、継続的にその実効性を高め、より強固な体制とすべく整備を図ります。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、役員をはじめ従業員へ企業倫理及び法令の遵守に対する意識を浸透させ、不正や不祥事等の違法行為の発生を防止する啓発活動等を行う。また、コンプライアンス委員会運営規程に則り、法令・定款の遵守はもとより、当社のフィロソフィー（企業哲学）・経営理念に基づいて制定した「企業倫理憲章」遵守の実効性を高め、企業文化として根付かせるため、役員については「SRSグループ役員倫理規範」を、従業員に対しては「SRSグループ従業員規範」を制定し、コンプライアンスに関する手引書ならびに各種研修及び諸会議において指導する等周知徹底する。
- ②コンプライアンス委員会の事務局はコーポレートガバナンス統括部とし、内部通報規程に基づいて、従業員がコンプライアンスの観点から判断に迷った場合や不正行為を発見した場合等の内部通報の受付を行う。また、会社は、通報者の秘密を保持し、不利益な取扱はしない。
- ③SRSグループ監査室が内部統制の視点から、当社への内部監査を実施する体制を整備する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的記録媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存する。取締役は、適宜これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、分野ごとに発生のあるリスクの洗い出しに努めるとともに、想定されるリスクについて、社内規程に則った部門責任者による自律的管理を行う。
- ②商品の安全・安心のための品質保証、コンプライアンス等について、社長を委員長とする各種委員会を設置し、全社横断的な管理体制を構築する。
- ③特に重要な提供商品の安全・安心に関しては、品質保証委員会において、食材の開発・仕入れから加工・提供及び監視までの品質保証に関する一貫した安全・安心体制の精度の向上を図る。
- ④重大な損害の発生が予測されるリスク情報が、直ちに経営者へ報告伝達される危機管理体制を構築運営する。

(4) 当社の取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、執行役員制度を導入し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員とも任期を1年と定め、変化の激しい経営環境に機敏に対応する体制をとる。
- ②事業の運営については中期経営計画を策定し、会社として達成すべき目標を共有するとともに、各年度計画及び予算を策定し、取締役及び執行役員の業績に対する目標を明確にする。
- ③通常業務遂行に関しては、業務分掌・職務権限・決裁に関する規程等により各部門責任者へ権限を委譲し、担当取締役及び担当執行役員が職務執行状況を管掌する体制をとる。
- ④原則として、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役及び執行役員の業務執行状況の監督を行う。

- ⑤取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、執行役員及び重要な子会社の責任者が出席する経営会議を月2回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る議論ならびに意思決定をより機動的に行う。

(5) 当社及び当社子会社における業務の適正を確保するための体制

① 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「関係会社管理規程」及び「経営会議規程」に基づき、当社子会社の営業成績、財務状況その他重要な情報について定期的又は随時の報告を義務付ける。

② 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社子会社において「リスク管理規程」を策定し、同規程において担当部署を定めリスク管理を行う。また、コーポレートガバナンス統括部は、当社子会社のリスク管理の実施状況について定期的に監査を実施し、当社代表取締役及び監査等委員会に対しその結果を報告する。

③ 当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社子会社における取締役の任期を1年と定め、変化の激しい経営環境に機敏に対応する体制をとる。また、当社子会社においても、中期経営計画を策定し、当社及び当社子会社として達成すべき目標を共有するとともに、各年度計画及び予算を策定し、取締役及び執行役員の業績に対する目標を明確にする。なお、当社子会社の管理を担当する取締役は、当該子会社の取締役及び重要な使用人と定期的に情報交換を行い、職務執行の効率性に関する観点からの課題を把握し、改善を検討する。

④ 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社子会社の規模や業態等に応じて、適正数の監査役及びコンプライアンス担当部署を配置するとともに、当社子会社の役職員を含めた法令遵守等に関する研修を適宜行い、コンプライアンス意識の向上を図る。また、コーポレートガバナンス統括部は、当社子会社のコンプライアンス体制について定期的に監査を実施し、当社代表取締役及び監査等委員会に対しその結果を報告する。なお、当社子会社の管理を担当する取締役は、当該子会社の取締役及び重要な使用人と定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題を把握し、改善を検討する。

(6) 当社の監査等委員会の使用人に関する事項

監査等委員会が必要と認めた場合には、職務を補助するコーポレートガバナンス統括部の他、子会社監査役、SRS グループ監査室、その他監査補助業務に必要な知識・能力を備えた使用人に監査等委員会の職務を補助させるものとする。この場合、当該使用人は、監査補助業務に関しては監査等委員会の指揮命令に従うものとする。また当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査等委員会の事前同意又は事前協議を要することとする。

(7) 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は当社子会社の業務又は財務の状況に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、重大なコンプライアンス違反の発生の懸念があるときは、法令に従い、直ちに当社監査等委員会に報告するものとする。

- ② 当社監査等委員は、重要な意思決定の過程、業務の執行状況を把握するため、業務執行取締役等で構成される経営会議に任意で出席し、経営トップマネジメントが決裁した社内稟議書を始めとする業務執行に係る文書は、社内イントラネット上に掲示されており、監査等委員が随時閲覧出来る体制を構築・運用する事で、必要に応じ取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人にその説明を求めることができる。

- ③ 当社コーポレートガバナンス統括部、SRS グループ監査室は定期的に監査等委員会に対する報告会を実施し、当社及び当社子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を報告する。

- ④当社子会社監査役は当社監査等委員会へ当該子会社の監査役監査状況等を報告し、情報の共有を図る。

(8) 監査等委員会、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査等委員会及び当社子会社監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(9) 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ①当社は、監査等委員会の職務の執行について必要な費用等を支弁するため、各年度計画策定時に一定額の予算を設定する。

- ②監査等委員会が監査の実施のため独自に外部専門家（弁護士、公認会計士等）に対し助言を求める又は必要な調査を委託する等、所要の費用を請求するときは、当該請求が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①業務執行取締役等が決裁した社内稟議書の写しを、監査等委員会が閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人にその説明を求めることができる体制をとる。

- ②SRS グループ監査室は、定期的に各部門に対して内部監査を実施するとともに、監査等委員会及び会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行に努める。

(11) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、代表取締役執行役員社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置するとともに、その下部組織として「内部統制小委員会」を設け、それらの方針・指導・支援のもと、当社及び当社子会社において、金融商品取引法に基づく評価・監査の基準・実施基準に沿った、内部統制システムの整備及び適正な運用を進め、企業集団としての財務報告の適正性を確保するべく体制の強化を図る。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

①規程の制定

当社及び当社子会社の従業員規範・役員倫理規範において、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度をとり、反社会的勢力に経済的な利益は一切供与しないことを定める。

②反社会的勢力への対応方針

反社会的勢力に対しては、全社員一丸となり会社全体として対応することとし、反社会的勢力の関係者と思われる者に対する金銭その他の経済的利益の供与は禁止する。なお、反社会的勢力に対する対応責任部門は総務部門とし、その対応にあたる。

③外部の専門機関との連携

当社は大阪府企業防衛連合協議会に加盟し、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や弁護士等法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

④対応マニュアルの整備及び講習会等への参加

反社会的勢力対応マニュアルを作成するとともに、大阪府警察本部主催の講習会に参加し、対応上の留意点等を随時社内において共有する。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び当社子会社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、平成 29 年 10 月の持株会社体制移行に合わせ、取締役会において見直し決議された「SRS グループ内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムを整備運用しております。

また、内部統制については、その実効性をより高め、システムの充実を図るべく、平成 29 年 4 月に新設したコーポレートガバナンス統括部において、令和 6 年 2 月に「統制環境」「リスク評価」「情報と伝達」「モニタリング」「IT 統制」の 5 つの観点から全社的なチェックを、また、コンプライアンスについては、社長を委員長とする委員会を適時開催し、お客様クレームや内部通報制度の運用などの実態の調査を行っており、取締役会等へ年 4 回報告するとともに、令和 6 年 5 月には、当社及び当社子会社がリスクの認識、評価及び対策の有効性について適切に管理を行っていることを確認し、重要なリスクの内容や重要度を見直しするなどの対応をしております。

・会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、『私たちは、食を通じて社会に貢献します。』という当社のフィロソフィー（企業哲学）ならびにこれに基づき築きあげられた企業価値は、当社が中長期的に発展する基礎となるべきものと考えています。

また、当社の経営にあたっては、外食産業に関する永年に亘る技術の蓄積と経験ならびに当社のお取引先及び従業員等のステークホルダーのみならず、当社が事業を行っている地域におけるお客様との間に築かれた信頼関係への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することはできないものと考えております。

さらに、当社は、地域社会において潤いのある、楽しい食事の機会を提供するという地道な努力・実績の積み重ねこそが企業価値の拡大を導くものと考えており、とりわけ、短期的な目先の利益追求ではなく、腰を据えて社会の繁栄に役立つ様々な事業活動の推進等の中長期的に企業価値向上に取り組む経営こそが、株主の皆様全体の利益の拡大に繋がるものと考えております。

当社が携わる外食産業は、人びとが生きていく上で不可欠な「食」を担うものであり、食の安全を十分に意識して取り組んでいく必要があります。このような取り組みと実績の積み重ねは、当社の更なる飛躍の基礎であり、当社の企業価値の源泉であると考えております。

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を最大化していくためには、中長期的な観点から、このような当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことが最も重要であり、当社の財務及び事業の方針の決定は、このような認識を基礎として判断される必要があります。

したがって、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取り組み（企業価値及び株主利益向上に向けた取り組み）

当社は、当社創業者が昭和 33 年 11 月に法善寺横丁に飲食店「すし半」を開店し、すしと素材盛り沢山の鍋を安価で提供することにより「働く者の鍋屋」として絶大なご支持をいただいたことに始まります。

以来、今日まで、お客様の食生活への貢献を企業目的として、和食チェーン「和食さと」を中心にして取り組んでまいりました。

当社は、『私たちは、食を通じて社会に貢献します。』というフィロソフィー（企業哲学）の下『DREAM【夢みる】パートナーと共に、夢の実現をめざします。』『ENJOY【楽しむ】カスタマーと共に楽しさを分かち合います。』『LOVE☆【愛する】コミュニティを愛し、人びとと共に生きます。』という 3 つの経営理念を掲げています。

飲食店としてお客様をはじめ地域社会に親しまれる経営を心がけるとともに、従業員との協働を通じて、食を通じた社会への貢献を実現するべく、日々の企業活動の担い手である従業員との信頼関係の構築に努めており、かかるフィロソフィー（企業哲学）の下、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるべく経営努力を重ねております。

具体的には、以下のような施策に取り組んでおり、当社ウェブサイト
(<https://srs-holdings.co.jp>)上の「サステナビリティ」にて情報を公開しております。

① 安全・安心へのこだわり

当社は、お客様の健康を願い、安心してお食事をお召し上がりいただけるよう、食材の鮮度管理はもちろんのこと、その調達にあたり、国の定める基準に準拠し、チェックを行っております。

② 環境保全への取り組み

環境・社会と経済が調和した「持続可能な社会」の実現に貢献するため、当社「企業倫理憲章」には「環境問題への取り組みは、企業の存在と活動に必須の条件であると認識し行動する」と定められており、「地球温暖化防止・エネルギー使用の合理化」や「食品廃棄物等の発生抑制・リサイクル」などを重点課題としております。

③ 地域・社会への貢献

当社は、地域になくてはならない企業たるべく、適正な利益を確保しつつも、社会の繁栄に貢献するべく各種活動を実施しております。「食育」を通じた健全な次世代の育成支援を目的とし、地元中学生の「店舗体験学習」への協力や「キッズニア甲子園内、すし屋パビリオン」への出展を実施しております。また、「ハンドルキーパー運動」などの飲酒運転根絶活動、各自治体による「災害時帰宅困難者支援活動」、「フードバンク」への食品の寄贈を通じた各団体の支援活動、社外団体の募金活動にも協力しております。

④ 働きやすい職場環境の整備

当社は、互いの人権・人格・価値観を尊重し、安全で働きやすい職場環境の整備に努めており、その前提に立って、経営理念にも謳われている「夢を実現できる会社」を実現するべく、各種人事・教育制度を採用・実施しております。

今後もこれらの取り組みの積み重ねにより、「最も顧客に信頼されるレストラン」の実現を図り、社会から真に必要とされる企業を目指し成長を続ける所存です。

さらに、当店をご利用いただくお客様に、より当店への理解と愛着を深めていただき、ひいては、当社の株主としてのご支援をいただくことを念頭に、個人株主の形成に向けて株主優待の充実をはじめとする株主への利益還元にも取り組んでおります。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、平成 29 年 5 月 12 日の取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）継続を決議し、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 49 期定時株主総会において承認をいただいておりますが、令和 2 年 5 月 18 日の取締役会において本プランの終了を決議いたしました。現在では不適切な大規模買付行為を防止するための具体的な対応策（買収防衛策）を導入しておりません。このため、当社株式に対する大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討等のために必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適宜適切な処置を講じるとともに、引き続き企業価値及び株主の皆様の共同の利益の一層の確保、向上に努めてまいります。

■連結計算書類

・連結株主資本等変動計算書（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：千円）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,077,683	4,481,953	707,858	△119,707	16,147,788
当期変動額					
剰余金の配当			△311,023		△311,023
親会社株主に帰属する 当期純利益			925,802		925,802
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	614,778	—	614,778
当期末残高	11,077,683	4,481,953	1,322,637	△119,707	16,762,566

項目	その他の包括利益累計額				
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計
当期首残高	494,735	8,008	△923,897	9,359	△411,795
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する 当期純利益					
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	139,080	6,907	△2,358	37	143,667
当期変動額合計	139,080	6,907	△2,358	37	143,667
当期末残高	633,815	14,915	△926,256	9,396	△268,127

項目	新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	—	423,120	16,159,113
当期変動額			
剰余金の配当			△311,023
親会社株主に帰属する 当期純利益			925,802
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	3,986	100,139	247,792
当期変動額合計	3,986	100,139	862,570
当期末残高	3,986	523,259	17,021,684

（注）記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。

・連結注記表

(1) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

① 連結の範囲に関する事項

ア 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 10 社
- ・連結子会社の名称
 サトフードサービス株式会社
 株式会社フーズネット
 株式会社家族亭
 株式会社アミノ
 M&S フードサービス株式会社
 株式会社 NIS
 株式会社シンガ
 株式会社鮎勘フーズ
 サト・アークランドフードサービス株式会社
 台湾上都餐飲股份有限公司
- ・連結の範囲の変更
 当連結会計年度において、全株式を取得し子会社化した株式会社アミノ及び同社の子会社である株式会社鮎勘フーズ並びに全株式を取得し子会社化した株式会社シンガを連結の範囲に含めております。

イ 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 AMINO SUSHIMASA (M) SDN. BHD.
- ・連結の範囲から除いた理由
 非連結子会社は小規模であり、純資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・会社等の名称 AMINO SUSHIMASA (M) SDN. BHD.
- ・持分法を適用しない理由
 当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
台湾上都餐飲股份有限公司	12 月 31 日 ※ 1
株式会社シンガ	9 月 30 日 ※ 2

※ 1 連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

※ 2 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

④ 会計方針に関する事項

I) 重要な資産の評価基準及び評価方法

ア. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

イ. デリバティブ……時価法

ウ. 棚卸資産……………通常の販売目的で保有する棚卸資産については、評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

- (ア) 商品……………最終仕入原価法及び総平均法による原価法
- (イ) 原材料……………総平均法及び先入先出法による原価法
- (ウ) 貯蔵品……………総平均法及び先入先出法による原価法

II) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産（リース資産除く）……主として定率法により償却しております。ただし、一部の連結子会社では、建物及び平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3 年～31 年
機械装置及び運搬具	2 年～10 年
その他	2 年～15 年

イ. 無形固定資産（リース資産除く）……定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

また、商標権については、その効果の及ぶ期間（主に 15 年）に基づいております。

ウ. リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。なお、リース取引開始日が平成 20 年 3 月 31 日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

III) 重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金……………売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

イ. 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

ウ. 店舗閉鎖損失引当金……閉店等により発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる保証金解約損失等の関連損失を引当計上しております。

エ. 役員退職慰労引当金……当社及び一部の連結子会社の役員の退任時の役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当社においては、役員退職慰労金の算定に際して、平成 14 年 6 月末日をもって平成 14 年 7 月以降の在任年数の加算を打ち切っております。

オ. 役員株式給付引当金……役員の退任時に当社株式を給付する株式報酬制度に基づき、一定の要件を満たした取締役に対してポイントを付与し、当該ポイントに相当する引当金を計上しております。

IV) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

V) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ア. 料飲商品の販売及び役務提供

当社グループは、主に料飲商品の提供及びそれに付随する役務の提供を行っております。

当該履行義務は、顧客に商品及び付随する役務を提供した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

イ. フランチャイズ加盟店へのフランチャイズ権の供与

当社グループは、フランチャイズ本部として顧客にフランチャイズ権の供与を行っております。

当該履行義務は、フランチャイズ加盟契約の契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり均等に収益を認識しております。

VI) 重要なヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップ取引については、特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

(ア) ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

(イ) ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

ウ. ヘッジ方針

「社内管理規程」に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。

エ. ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

VII) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、主に 15 年の定額法により償却をしております。

VIII) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

ア. 繰延資産の処理方法

社債発行費…社債償還期間にわたり均等償却しております。

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ウ. グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第 42 号 令和 3 年 8 月 12 日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(2) 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めておりました「商標権」（前連結会計年度 85,318 千円）及び「固定負債」の「その他」に含めておりました「繰延税金負債」（前連結会計年度 7,153 千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(3) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

① 固定資産の減損

I) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	11,084,839
無形固定資産	8,439,224

II) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社グループは、店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングを行っております。また、賃貸資産等については個別の物件毎に、本社等の共用資産については共用資産を含むより大きな単位で、連結子会社の株式取得時に発生したのれん及び無形固定資産についてはのれん及び無形固定資産を含むより大きな単位で、それぞれグルーピングを行っております。

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識しております。

また、将来キャッシュ・フローの見積りは中期経営計画や店舗別予算を基礎としており、一定の仮定に基づき算定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

② 繰延税金資産の回収可能性

I) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,585,370

II) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

当社グループは、将来の事業計画に基づいた課税所得の見積りに基づき、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異等について、繰延税金資産を計上しております。

課税所得の見積りについては一定の仮定に基づき算定しており、これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 連結貸借対照表に関する注記

① 有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	20,218,180 千円
機械装置及び運搬具	945,778
リース資産	1,414,122
その他	6,490,207
計	29,068,289

(有形固定資産の減価償却累計額に減損損失累計額を含めて表示しております。)

② 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物及び構築物	52,587 千円
土地	2,804,319
計	2,856,906
上記に対する債務	
長期借入金（1 年内返済予定の長期借入金を含む）	3,410,000 千円

③ 特定融資枠

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行 2 行と特定融資枠契約を締結しております。

特定融資枠契約の総額	1,500,000 千円
当連結会計年度末借入実行残高	－千円

④ 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に、それぞれ計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する「地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するための財政評価基本通達」により算出しております。

再評価を行った年月日	平成 12 年 3 月 31 日
再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△1,087,698 千円

⑤ 財務制限条項

当社の転換社債型新株予約権付社債 5,000,000 千円には、以下の財務制限条項が付されております。

I) 連結純資産基準

当社の令和 7 年 3 月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の 75%以上を維持すること。

II) 連結利益基準

当社の令和 7 年 3 月期以降の連結の通期の損益計算書に記載される営業損益若しくは経常損益が 2 期連続して損失とならないようにすること。

(5) 連結損益計算書に関する注記

① 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「・連結注記表 (9) 収益認識に関する注記 ① 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

② 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：千円)

用途	場所	種類	金額	
店舗	宮城県 東京都 愛知県 滋賀県 京都府	大阪府	建物及び構築物	162, 845
		兵庫県	機械装置及び運搬具	652
		奈良県	リース資産	1, 363
		(海外)	有形固定資産その他	69, 696
		台湾	無形固定資産その他	5, 787
その他	大阪府	のれん	517, 588	
		無形固定資産その他	7, 544	
		合計	765, 477	

当社グループは、店舗をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングを行っております。また、賃貸資産等については個別の物件毎に、本社等の共用資産については共用資産を含むより大きな単位で、連結子会社の株式取得時に発生したのれん及び無形固定資産についてはのれん及び無形固定資産を含むより大きな単位で、それぞれグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナス又はマイナス見込みである資産グループ及び閉店の意思決定をした資産グループにおいて、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

また、連結子会社である株式会社NISの株式取得時に発生したのれん及び無形固定資産その他については、関連する事業の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなり、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの回収可能価額は使用価値により算定しております。

店舗等の使用価値は将来キャッシュ・フローを4.4%で割り引いて算出しております。また、連結子会社である株式会社NISの株式取得時に発生したのれん及び無形固定資産その他の使用価値は将来キャッシュ・フローを9.5%で割り引いて算出しております。

(6) 連結株主資本等変動計算書に関する注記

① 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	41,470,184	—	—	41,470,184
合計	41,470,184	—	—	41,470,184
自己株式				
普通株式	119,043	—	—	119,043
合計	119,043	—	—	119,043

(注) 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式(当連結会計年度期首118,700株、当連結会計年度末118,700株)が含まれております。

② 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	第2回新株予約権	普通株式	—	3,530,445	—	3,530,445	3,986
	第1回無担保転換社債 型新株予約権付社債	普通株式	—	4,413,000	—	4,413,000	5,000,000
合計			—	7,943,445	—	7,943,445	5,003,986

③ 配当に関する事項

ア. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和6年5月21日 取締役会	普通株式	311,023	利益剰余金	7.50	令和6年3月31日	令和6年6月28日

（注）令和6年5月21日取締役会の決議による配当金の総額には、役員株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金890千円が含まれております。

イ. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和7年5月20日 取締役会	普通株式	311,023	利益剰余金	7.50	令和7年3月31日	令和7年6月27日

（注）令和7年5月20日取締役会の決議による配当金の総額には、役員株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式に対する配当金890千円が含まれております。

(7) 金融商品に関する注記

① 金融商品の状況に関する事項

ア. 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債等による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引及び短期的な売買損益を得る目的の取引は行わない方針であります。

イ. 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

長期貸付金、差入保証金は主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約締結前に対象物件の権利関係などの確認を行うとともに、契約先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替変動リスクを回避するために、為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

長期借入金及び社債（原則として10年以内）は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段

として利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「④ 会計方針に関する事項 VI) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引の執行・管理については、「社内管理規程」に従い財務経理部長が契約額、期間等の稟議決裁を経て執行し、定期的に取り引内容について担当取締役へ報告し、担当取締役は取締役会に報告する方針でリスク管理をしております。また、デリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い金融機関であるため相手方の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

また、営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき財務経理部長が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

ウ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

② 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
ア. 投資有価証券 (*3)	1,168,029	1,168,029	—
イ. 差入保証金	4,246,627	3,824,130	△422,496
資産計	5,414,656	4,992,159	△422,496
ア. 社債 (*4)	9,598,750	9,308,891	△289,858
イ. 長期借入金 (*4)	7,062,028	6,980,824	△81,204
ウ. リース債務 (*4)	1,123,138	1,159,022	35,884
負債計	17,783,917	17,448,738	△335,178
デリバティブ取引 (*5)			
ア. ヘッジ会計が適用 されていないもの	—	—	—
イ. ヘッジ会計が適用 されているもの	21,847	21,847	—
デリバティブ取引計	21,847	21,847	—

(*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 「売掛金」、「買掛金」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 市場価格のない株式等は、「ア. 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	20,485

(*4) 1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金及び1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

③ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

ア．時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,152,920	—	—	1,152,920
その他	15,109	—	—	15,109
デリバティブ取引				
通貨関連	—	21,847	—	21,847
資産計	1,168,029	21,847	—	1,189,876

イ．時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	3,824,130	—	3,824,130
資産計	—	3,824,130	—	3,824,130
社債	—	9,308,891	—	9,308,891
長期借入金	—	6,980,824	—	6,980,824
リース債務	—	1,159,022	—	1,159,022
負債計	—	17,448,738	—	17,448,738

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、契約先ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当社社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(8) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から1年～20年と見積り、割引率は0.0%～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,215,177 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	44,355
見積りの変更による増加額	9,196
連結の範囲の変更に伴う増加額	211,593
時の経過による調整額	4,910
資産除去債務の履行による減少額	△35,089
為替換算差額	187
期末残高	1,450,331

④ 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復費用として計上している資産除去債務について、原状回復費用に関する新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

(9) 収益認識に関する注記

① 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	外食事業	
関西地区	47,560,227	47,560,227
関東地区	8,182,906	8,182,906
中部地区	7,385,552	7,385,552
国内その他地区	2,886,757	2,886,757
海外	158,705	158,705
その他(*)	1,304,292	1,304,292
顧客との契約から生じる収益	67,478,441	67,478,441
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	67,478,441	67,478,441

* 「その他」は、店舗売上高以外の収益であり、フランチャイズ事業等を含んでおります。

② 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「・連結注記表 (1) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 ④ 会計方針に関する事項 V) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

③ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
ア. 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,721,397
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	3,184,789
契約負債（期首残高）	111,982
契約負債（期末残高）	104,750

契約負債は、主に、フランチャイズ加盟契約に基づく加盟金及び更新料として顧客から収受した前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は54,204千円であります。

イ. 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年内	45,792
1年超2年内	24,335
2年超3年内	16,634
3年超	17,986
合計	104,750

(10) 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	398円89銭
1株当たり当期純利益	22円39銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	20円65銭

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている役員株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度末118,700株であり、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度118,700株であります。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益	925,802千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	925,802千円
普通株式の期中平均株式数	41,351,141株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
普通株式増加数	3,478,535株
（うち転換社債型新株予約権付社債）	(3,332,846株)
（うち新株予約権）	(145,689株)

(11) その他注記

(企業結合等関係)

I 取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社アミノ

事業の内容：飲食店の経営

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、和食を中心とした外食ブランドを直営及びフランチャイズにて営んでおり、令和6年6月末現在、国内736店舗、海外24店舗で事業を展開しております。

また当社グループは「私たちは、食を通じて社会に貢献します。」をフィロソフィー（企業哲学）に据え、人々が生きていく上で最も大切な「食」を事業の柱とし、潤いのある、楽しい食事の機会を提供することにより、人々の豊かな暮らしを実現し、適正な利益を確保しながら、社会の繁栄に役立つ様々な活動を推進することにより、社会・地域になくてはならない「食の社会的インフラ」企業を目指して日々経営に取り組んでおります。特にこの数年間は、新型コロナウイルス感染症がもたらした人々の生活スタイルの変化や、原材料、エネルギー価格を始めとした各種コストの上昇、地政学的リスクの高まり、為替相場の円安進行など、厳しい経営環境が継続している中、令和8年3月期を最終年度とした中期経営計画の達成に向けて、テイクアウトやデリバリーなどの中食ビジネスに注力するための新業態の開発やM&Aの実施、並びに、既存業態の収益力向上を目指した、不採算店舗の閉店や業態転換、リブランディングやDX施策の推進など、様々な取り組みを実施してまいりました。

一方で株式会社アミノ（以下、「アミノ」といいます。）は、寿司業態「うまい鮭勘」を始めとした飲食店を東北地域中心に国内に31店舗、海外に2店舗（令和6年6月末現在）展開しており、市場の買参権を活かした高い調達力や、市場直送の鮮魚を店舗で捌き、新鮮なネタを寿司職人が握る提供スタイル、高い商品力を活かした顧客を飽きさせない豊富なメニュー等により、東北地域、特に宮城県では高い知名度を誇り、顧客からの高い支持を集める寿司チェーンです。近年では自動配膳システムを取り入れた生産性、収益性が高い「ゆとろぎ」業態の開発に取り組むなど、時代の変化に合せた投資も積極的に行っており、当社グループの取り組みとも親和性があります。今回の株式取得によるアミノの完全子会社化により、当社グループが今まで展開していなかった新たな地域での事業基盤の確立、並びに、双方の仕入力や店舗運営力、マーケティングやDX施策等を互いに活用、共有することにより、仕入原価の低減、既存事業の強化が期待でき、また当社グループの資金、店舗開発力を活かした、アミノの更なる出店の加速等のシナジーも見込める為、当社グループの中期経営計画の達成に大きく貢献するとの見解に至り、同社の株式を取得することといたしました。

(3) 企業結合日

令和6年7月1日（みなし取得日 令和6年9月30日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得したことによりです。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を令和6年9月30日としており、令和6年10月1日より令和7年3月31日までの業績を含んでおります。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	6,499,816 千円
取得原価		6,499,816 千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 26,575 千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

5,042,385 千円

(2) 発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

15年にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,277,646 千円
固定資産	4,328,974 千円
資産合計	5,606,621 千円
流動負債	2,899,814 千円
固定負債	1,249,375 千円
負債合計	4,149,190 千円

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに償却期間

(1) のれん以外の無形固定資産に配分された金額

2,569,000 千円

(2) その主要な種類別の内訳

商標権

(3) 償却方法及び償却期間

15年にわたる均等償却

8. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	3,226,730 千円
営業利益	18,805 千円
経常利益	33,162 千円
税金等調整前当期純利益	33,900 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	△47,640 千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響額の概算としております。また、企業結合時に認識されたのれん及び無形固定資産が当連結会計年度開始の日に発生したものであるものとして、のれん償却額を加減しております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

II 取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：株式会社シンガ

事業の内容：飲食店の経営

(2) 企業結合を行った主な理由

当社グループは、和食を中心とした外食ブランドを直営及びフランチャイズにて営んでおり、令和6年8月末現在、国内766店舗、海外25店舗で事業を展開しております。また当社グループは「私たちは、食を通じて社会に貢献します。」をフィロソフィー（企業哲学）に据え、人々が生きていく上で最も大切な「食」を事業の柱とし、潤いのある、楽しい食事の機会を提供することにより、人々の豊かな暮らしを実現し、適正な利益を確保しながら、社会の繁栄に役立

つ様々な活動を推進することで、社会・地域になくてはならない「食の社会的インフラ」企業を目指して日々経営に取り組んでおります。特にこの数年間は、新型コロナウイルス感染症がもたらした人々の生活スタイルの変化や、原材料、エネルギー価格を始めとした各種コストの上昇、地政学的リスクの高まり、為替相場の円安進行など、厳しい経営環境が継続している中、令和8年3月期を最終年度とした中期経営計画の達成に向けて、テイクアウトやデリバリーなどの中食ビジネスに注力するための新業態の開発やM&Aの実施、並びに、既存業態の収益力向上を目指した、不採算店舗の閉店や業態転換、リブランディングやDX施策の推進など、様々な取り組みを実施してまいりました。

一方でシンガは、ビフテキ重専門店「牛ノ福」を百貨店やショッピングモール等の施設内に outlets し、独自の方法で旨みを引き出した熟成肉を使用したビフテキ重の販売をレストラン、物販形式で展開しており、各施設においても高い集客率を誇っております。当社は本件を通じて、中期経営計画の中核骨子に掲げている「中食需要の取り込み」を推進し、中食事業のポートフォリオを強化することが可能と考えております。また、グループの仕入力を活かした原材料のコストダウンや、新規出店の加速、既存の中食事業とのコラボレーション等によりグループシナジーを具現化することで、牛ノ福事業の更なる収益アップや、当社グループの中食事業のより一層の拡大が期待されることから、同社の株式を取得することといたしました。

(3) 企業結合日

令和6年10月1日（みなし取得日 令和6年12月31日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得したことによります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を令和6年12月31日としており、令和7年1月1日より令和7年3月31日までの業績を含んでおります。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	98,000 千円
取得原価		98,000 千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 8,335 千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

99,472 千円

(2) 発生原因

被取得企業の取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

10年にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	98,604 千円
固定資産	17,368 千円
資産合計	115,972 千円
流動負債	54,118 千円
固定負債	63,326 千円
負債合計	117,445 千円

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
当該影響額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

■ 計算書類

・ 貸借対照表（令和 7 年 3 月 31 日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	20,675,672	流動負債	9,352,891
現金及び預金	11,451,357	買掛金	1,638,859
売掛金	2,532,208	短期借入金	2,043,358
原材料及び貯蔵品	758,797	1年内償還予定の社債	1,087,500
短期貸付金	3,189,664	1年内返済予定の長期借入金	1,618,160
1年内回収予定の長期貸付金	295,235	リース債務	138,862
前払費用	105,641	未払金	2,392,440
未収入金	2,267,330	未払費用	8,779
その他	75,437	未払法人税等	44,951
		未払消費税等	108,904
		預り金	7,940
		賞与引当金	38,889
		設備関係未払金	208,536
		その他	15,708
固定資産	19,240,680	固定負債	14,762,158
有形固定資産	4,789,490	社債	8,511,250
建物	1,088,242	長期借入金	5,414,932
構築物	134,009	リース債務	303,469
機械及び装置	46,678	再評価に係る繰延税金負債	85,305
工具、器具及び備品	423,616	役員退職慰労引当金	27,753
土地	2,827,305	役員株式給付引当金	32,760
リース資産	261,866	資産除去債務	299,504
建設仮勘定	7,771	その他	87,183
無形固定資産	156,874	負債合計	24,115,050
商標権	345	純資産の部	
ソフトウェア	110,463	株主資本	16,184,566
リース資産	30,724	資本金	11,077,683
その他	15,340	資本剰余金	4,481,953
投資その他の資産	14,294,316	資本準備金	3,557,762
投資有価証券	1,182,047	その他資本剰余金	924,191
関係会社株式	9,918,566	利益剰余金	744,637
出資金	32	その他利益剰余金	744,637
長期貸付金	1,103,649	固定資産圧縮積立金	375,767
長期前払費用	21,522	繰越利益剰余金	368,869
差入保証金	1,672,375	自己株式	△119,707
繰延税金資産	283,304	評価・換算差額等	△277,524
その他	112,818	その他有価証券評価差額金	633,815
繰延資産	109,725	繰延ヘッジ損益	14,915
		土地再評価差額金	△926,256
		新株予約権	3,986
資産合計	40,026,078	純資産合計	15,911,028
		負債純資産合計	40,026,078

（注）記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。

・損益計算書（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
I 売上高		23,520,915
II 売上原価		20,922,558
売上総利益		2,598,356
III 販売費及び一般管理費		2,023,798
営業利益		574,557
IV 営業外収益		
受取利息	24,525	
受取配当金	29,005	
為替差益	1,644	
貸倒引当金戻入額	870,000	
雑収入	3,944	
		929,119
V 営業外費用		
支払利息	116,360	
社債発行費償却	26,715	
貸倒損失	28,568	
雑損失	61,578	
		233,224
経常利益		1,270,452
VI 特別損失		
固定資産除却損	9,753	
減損損失	26,749	
関係会社株式評価損	760,104	
賃貸借契約解約損	116	
		796,724
税引前当期純利益		473,728
法人税、住民税及び事業税	△9,683	
法人税等調整額	240,591	
当期純利益		242,819

（注）記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。

・株主資本等変動計算書（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：千円）

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	11,077,683	3,557,762	924,191	4,481,953	812,841	812,841	△119,707	16,252,770
当期変動額								
剰余金の配当					△311,023	△311,023		△311,023
固定資産圧縮積立金の取崩					—	—		—
当期純利益					242,819	242,819		242,819
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	△68,204	△68,204	—	△68,204
当期末残高	11,077,683	3,557,762	924,191	4,481,953	744,637	744,637	△119,707	16,184,566

項目	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	494,735	8,008	△923,897	△421,154	—	15,831,616
当期変動額						
剰余金の配当						△311,023
固定資産圧縮積立金の取崩						—
当期純利益						242,819
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	139,080	6,907	△2,358	143,629	3,986	147,615
当期変動額合計	139,080	6,907	△2,358	143,629	3,986	79,411
当期末残高	633,815	14,915	△926,256	△277,524	3,986	15,911,028

（注）その他利益剰余金の内訳

項目	固定資産 圧縮積立金	繰越 利益剰余金	その他 利益剰余金 合計
当期首残高	381,953	430,888	812,841
当期変動額			
剰余金の配当		△311,023	△311,023
固定資産圧縮積立金の取崩	△6,185	6,185	—
当期純利益		242,819	242,819
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	△6,185	△62,018	△68,204
当期末残高	375,767	368,869	744,637

（注）記載金額は、表示単位未満の端数を切捨て表示しております。

・個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 資産の評価基準及び評価方法

ア. 有価証券

(ア) 子会社株式……移動平均法による原価法

(イ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

イ. デリバティブ……時価法

ウ. 棚卸資産……通常の販売目的で保有する棚卸資産については、評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

(ア) 原材料……総平均法

(イ) 貯蔵品……総平均法

② 固定資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産（リース資産除く）……定率法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～20年

構築物 5年～10年

機械及び装置 4年～9年

工具、器具及び備品 3年～15年

イ. 無形固定資産（リース資産除く）……定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ウ. リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金……売掛金等債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することにしております。

イ. 賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、賞与の支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

ウ. 店舗閉鎖損失引当金……閉店等により発生する損失に備えるため、合理的に見込まれる保証金解約損失等の関連損失を引当計上することにしております。

エ. 役員退職慰労引当金……役員の退任時の役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、役員退職慰労金の算定に際して、平成14年6月末日をもって平成14年7月以降の在任年数の加算を打ち切っております。

オ. 役員株式給付引当金……役員の退任時に当社株式を給付する株式報酬制度に基づき、一定の要件を満たした取締役に対してポイントを付与し、当該ポイントに相当する引当金を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

ア. 原材料等の販売

当社は、グループ会社への原材料等の販売を行っております。

当該履行義務は、顧客が商品を検収した時に資産の支配が顧客に移転するため、当該時点で収益を認識しております。

イ. 経営指導及び業務受託

当社は、グループ会社への経営指導及び管理業務の業務受託等の役務を提供しております。当該履行義務は、役務が提供された時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

ア. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップ取引については、特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

イ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

(ア) ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

(イ) ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

ウ. ヘッジ方針

主に当社の内規である「社内管理規程」に基づき、為替変動リスク、金利変動リスクをヘッジしております。

エ. ヘッジ有効性の評価

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑥ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ア. 繰延資産の処理方法

社債発行費……………社債償還期間にわたり均等償却しております。

イ. グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(2) 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「未収入金」（前事業年度1,764,763千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(3) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

① 固定資産の減損

I) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	4,789,490
無形固定資産	156,874

II) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

連結計算書類「・連結注記表 (3) 会計上の見積りに関する注記 ① 固定資産の減損」の内容と同一であります。

② 繰延税金資産の回収可能性

I) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	283,304

II) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

連結計算書類「・連結注記表 (3) 会計上の見積りに関する注記 ② 繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

(4) 貸借対照表に関する注記

① 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	6,971,607 千円
短期金銭債務	3,452,605
長期金銭債権	954,000
長期金銭債務	30,040

② 有形固定資産の減価償却累計額

建物	8,496,488 千円
構築物	1,293,078
機械及び装置	294,772
工具、器具及び備品	2,752,630
リース資産	601,121
計	13,438,093

(有形固定資産の減価償却累計額に減損損失累計額を含めて表示しております。)

③ 担保に供している資産及び担保に係る債務

建物	52,587 千円
土地	2,804,319
計	2,856,906

上記に対する債務

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	3,410,000 千円
--------------------------	--------------

④ 特定融資枠

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と特定融資枠契約を締結しております。

特定融資枠契約の総額	1,500,000 千円
当事業年度末借入実行残高	一千円

⑤ 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年 3 月 31 日公布法律第 24 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に、それぞれ計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する「地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するための財政評価基本通達」により算出しております。

再評価を行った年月日

平成 12 年 3 月 31 日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,087,698 千円

⑥ 財務制限条項

連結計算書類「・連結注記表（4）連結貸借対照表に関する注記 ⑤ 財務制限条項」の内容と同一であります。

(5) 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

23,745,869 千円

営業取引以外の取引による取引高

54,115 千円

(6) 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

119,043 株

（注）上記の自己株式には、役員株式給付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式 118,700 株が含まれております。

(7) 税効果会計に関する注記

① 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金

68,803 千円

賞与引当金

11,892

未払事業税

12,980

未払事業所税

642

未払社会保険料

1,815

減価償却超過額

321,262

減損損失

422,025

投資有価証券

34,089

関係会社株式

1,610,515

資産除去債務

94,254

役員退職慰労引当金

8,733

その他

30,059

繰延税金資産小計

2,617,073

評価性引当額

△1,897,561

繰延税金資産合計

719,512

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金

△172,556

資産除去債務に対応する除去費用

△9,716

その他有価証券評価差額金

△241,712

繰延ヘッジ損益

△6,931

その他

△5,290

繰延税金負債合計

△436,207

繰延税金資産の純額

283,304

② 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	64.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△31.4
住民税均等割等	1.1
評価性引当額の増減	△13.1
税率変更による期末繰延税金資産（負債）の増額修正	△2.6
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.7

③ 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は5,438千円増加し、法人税等調整額が12,524千円減少し、その他有価証券評価差額金が6,835千円、繰延ヘッジ損益が250千円、それぞれ減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は2,358千円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

(8) 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	サトフードサービス㈱	所有 直接100%	不動産の賃貸 役員の兼任 原材料等の販売 設備等の賃貸 従業員の出向 商標権管理 経営指導 業務受託 資金の貸付 資金の借入 設備の譲渡	不動産の賃貸 (注2)	98,808	売掛金	1,529,460
				原材料等の販売 (注3)	11,057,667		
				設備の賃貸 (注4)	782,116		
				経営指導料 (注5)	297,600		
				商標権使用料 (注6)	457,883		
				業務受託等 (注7)	236,400		
				子会社債務の 支払代行 (注8)	—	未収入金	812,605
				子会社債権の 回収代行 (注9)	—	未払金	1,235,177
				資金の貸付 (注10)	671,266	短期貸付金	895,461
				利息の受取 (注10)	2,684	—	—
				設備の譲渡 (注11)	409,077	未収入金	36,701
	㈱フーズネット	所有 直接100%	建物の賃貸 役員の兼任 従業員の出向 原材料等の販売 経営指導 業務受託 資金の貸付 資金の借入	原材料等の販売 (注3)	5,842,074	売掛金	608,545
				経営指導料 (注5)	227,040		
				業務受託等 (注7)	36,000		
				資金の借入 (注10)	2,025,555	短期借入金	1,557,268
				利息の支払 (注10)	8,101	—	—
				利益配当金の受取	480,000	—	—
	㈱家族亭	所有 直接100%	建物の賃貸 役員の兼任 従業員の出向 原材料等の販売 原材料の仕入 経営指導 業務受託 資金の貸付 資金の借入	原材料等の販売 (注3)	2,771,459	売掛金	299,145
				経営指導料 (注5)	63,840		
				原材料等の仕入 (注3)	280,901	買掛金	28,870
				資金の貸付 (注10)	271,339	短期貸付金	146,885
				資金の回収 (注10)	200,000	1年内回収予定の 長期貸付金 (注12)	200,000
						長期貸付金 (注12)	800,000
				利息の受取 (注10)	11,787	未収入金	1,584
	㈱アミノ	所有 直接100%	役員の兼任 資金の貸付 資金の借入	資金の貸付 (注10)	1,806,850	短期貸付金	1,838,522
				利息の受取 (注10)	3,682	—	—
	M&Sフードサービス㈱	所有 直接100%	建物の賃貸 役員の兼任 従業員の出向 原材料等の販売 資金の貸付 資金の借入 業務受託	資金の貸付 (注10)	127,515	短期貸付金	192,310
				利息の受取 (注10)	509	—	—
	㈱NIS	所有 直接100%	役員の兼任 従業員の出向 資金の貸付 資金の借入 業務受託	資金の回収 (注10)	77,000	1年内回収予定の 長期貸付金	77,000
						長期貸付金	154,000
				資金の借入 (注10)	26,292	短期貸付金	46,485
	㈱シンガ	所有 直接100%	資金の貸付 資金の借入	資金の貸付 (注10)	70,000	短期貸付金	70,000
				利息の受取 (注10)	113	未収入金	113
	㈱鮎崎フーズ	所有 間接100%	役員の兼任 資金の貸付 資金の借入	資金の借入 (注10)	203,128	短期借入金	250,078
				利息の支払 (注10)	413	—	—
	サト・アークランド フードサービス㈱	所有 直接51%	建物の賃貸 役員の兼任 資金の貸付 資金の借入 業務受託	資金の借入 (注10)	46,388	短期借入金	236,011
				利息の支払 (注10)	185	—	—

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 不動産の賃貸料については、路線価や近隣相場を勘案して合理的に決定しております。
3. 原材料等の販売・仕入については、当社の仕入価格を勘案し合理的に決定しております。
4. 設備の賃貸料については、減価償却費相当額などを勘案して決定しております。
5. 経営指導料については、双方協議の上、合理的に決定しております。
6. 商標権使用料については、FC契約の際のロイヤリティ等を勘案して合理的に決定しております。
7. 業務委託料については、双方協議の上、合理的に決定しております。
8. 子会社債務の支払代行については、経費等の支払代行を行ったものであります。当社は、サトフードサービス株式会社の資金の一元管理を行っており、貸借を双方で反復継続的に行っているため、取引金額を記載しておりません。
9. 子会社債権の回収代行については、売掛金等の債権の回収代行を行ったものであります。当社は、サトフードサービス株式会社の資金の一元管理を行っており、貸借を双方で反復継続的に行っているため、取引金額を記載しておりません。
10. 資金の貸付・借入利率については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。CMS (キャッシュマネジメントシステム) にかかるものを含んでおり、CMSによる取引金額は当事業年度における平均残高を記載しております。
11. 設備の譲渡価額については、取引直前の帳簿価額を勘案して決定しております。
12. 株式会社家族亭への貸付金に対し計上していた貸倒引当金870百万円について、当事業年度において全額貸倒引当金戻入額を計上しております。

(9) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から6年～20年と見積り、割引率は0.0%～2.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	382,806 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,966
時の経過による調整額	1,576
資産除去債務の履行による減少額	△4,000
子会社への有形固定資産の譲渡に伴う減少額	△83,844
期末残高	299,504

(10) 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「・個別注記表 (1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(11) 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	384 円 68 銭
1株当たり当期純利益	5 円 87 銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	5 円 42 銭

(注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている役員株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当事業年度末118,700株であり、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当事業年度118,700株であります。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり当期純利益

当期純利益	242,819 千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	242,819 千円
期中平均株式数	41,351,141 株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

普通株式増加数	3,478,535 株
(うち転換社債型新株予約権付社債)	(3,332,846 株)
(うち新株予約権)	(145,689 株)

■監査報告

・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

令和7年5月19日

S R S ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

東 浦 隆 晴

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

弓 削 亜 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S R S ホールディングス株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S R S ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

・ 計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

令和 7 年 5 月 19 日

S R S ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

東 浦 隆 晴

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

弓 削 亜 紀

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、S R S ホールディングス株式会社の令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの第 57 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上